

論点整理に関し、寄せられた意見

法制度全般について

氏名、団体名	意見内容
永江構成員 ((社)日本広告業協会)	現時点においては、 <u>現行の特定電子メール法の見直しの必要はない</u> と考えております。
立石構成員 ((社)日本インターネット プロバイダサービス協会)	今回、 <u>特定電子メール法の改正は特に必要ない</u> と考えます。
関構成員 (楽天株式会社)	迷惑メールのほとんどが外国発の迷惑メールであり、また、悪質な出会い系サイトからのメールが多いことが指摘されたが、 <u>現行法制度に基づき、悪質な迷惑メール送信者に対する法令の厳正な執行を行うべきであり、法制度自体の改正・ガイドラインの見直しは不要</u> です。
竹岡構成員 (一般社団法人インターネット 広告推進協議会)	特定電子メール法の <u>現行の法制度に関して、特段改正等の見直しの必要はない</u> と考える。現行の法制度において、 <u>悪質な迷惑メール送信者に対する行政処分や摘発等の法執行の実効性の強化を望む</u> 。

罰則について

氏名、団体名	意見内容
佐久間構成員	今回の会合では、これまでの法規制を検証するという見地から、 ①悪質な事業者に対する高度な法規制がさほど実効性をもたず、むしろ、真剣に取り組んできた事業者にとって過度な負担になっていること、 ②他方で、オーストラリアや韓国などでは、数億円の罰金が課されているのに対して、日本ではそれほどの実績がないのは何故か、かりにルールを整備しても悪質事業者に罰則を適用することが少なければ、法規制を遵守する事業者の負担だけが増えてしまうなどの意見... というご意見もありました。 しかし、<u>法規制の効果には、いわゆる直罰規定によるものだけでなく、他の行政規制に従わない事業者には罰則も用意されている点で、適正な法執行を支えてきた側面があります。したがって、実際の数値など現れた表面的な効果だけでなく、いわゆる間接強制の実態も含めて、法執行の基盤となる場合にも配慮すべきではないでしょうか。具体的にいえば、日本の場合、罰則付きの規制があることを示して警告すれば、これに従って違法行為を止める事業者が少なくないので、それなりに法規制の効果は上がっているのではないかと思います。</u>

オプトイン、オプトアウトについて

氏名、団体名	意見内容
関構成員 (楽天株式会社)	<u>同意取得の方法や配信停止手続きは、現行ガイドラインにもあるとおり、一律に限定されるものではないと理解しています。適正な事業運営と迷惑メール送信の防止の調和を図る観点から引き続き現行の考え方を維持すべきと考えます。</u>
竹岡構成員 (一般社団法人インターネット広告推進協議会)	<u>同意取得の具体的方法(デフォルトオン／オフやダブルオプトイン等)やオプトアウトの具体的方法(ワンクリックオプトアウトやログイン後オプトアウト、一括オプトアウト等)については、現行法令等の上で適正にオプトインを取得して正当な営業活動の一環として広告宣伝メールを送信している事業者においては、受信者であるサービス利用者に提供する様々なサービスの特性や実態に照らすと、それぞれのビジネス実態に合わせた適切な方法が取られるべきである</u>と考える。 また、<u>法令等によって一定の方法を定めることが法執行に有効な手段である</u>とは言い難いことから、<u>制度上見直しの必要がある</u>とは考えにくい。 <u>デフォルトオフやワンクリックオプトアウトといった一定の方法を定めることによって、多くの利用者が利用・享受しているサービスを提供できなくなるような事態や、事業者が正当に取得しているメールアドレスを含む個人情報や契約情報等のサービス利用者の情報を安全に管理することが難しくなるような事態は避けなければならない</u>と考える。 特に、<u>小規模な事業者に過大な負担を強いるような規制の見直しは、期待できる効果とのバランスとビジネスの現状を踏まえ、避けるべき</u>と考える。一方で、<u>受信者にとってわかりやすいオプトイン／アウトの方法を提供することは必要であり、事業者が自主的な取り組みを行うことには賛成</u>である。
佐久間構成員	<u>(独)国民生活センターの「迷惑メールに関する相談事例」にもあるように、受信者がオプトアウトする場合にも、エンドユーザーが直接に発信者側に連絡することで、相手方が悪質事業者であったとき、さらなる迷惑メールを呼び込むリスクがある</u> ことが指摘されました。そのため、通常であれば、そのまま放置しているユーザーも多いこと、しかも、 <u>個人情報が悪用されるのでは(?)という消費者の不安感にも配慮するならば、ISPに連絡して、ISPの側で対応することも考えられるのではないのでしょうか。</u> また、オプトアウトのみならず、オプトイン規制もISP経由でおこなう場面が多いのではないかと思います。

その他

氏名、団体名	意見内容
竹岡構成員 (一般社団法人インターネット広告推進協議会)	<u>外国発の迷惑メールの数が膨大であり、その対策のためには、政府による効果的な法執行のみならず、国際連携、技術的対策、事業者の自主的な取り組み、利用者への周知啓発等による総合的な取り組みの一層の推進が望まれる。</u>